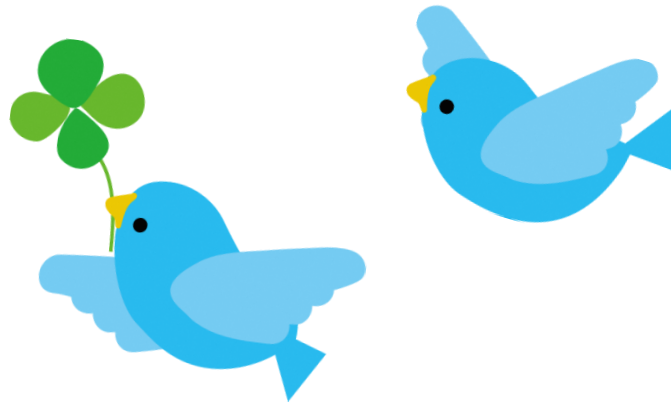


(令和6年9月)

# 母子父子寡婦福祉資金貸付金 修学資金・就学支度資金のしおり



## ひとり親家庭相談支援センター

この案内にあるものは、制度の一部です。  
詳細は、ひとり親家庭相談支援センターまでお問合せください。

## 母子父子寡婦福祉資金貸付金とは

母子家庭の母・父子家庭の父、寡婦の方の経済的自立と、扶養している子の福祉の増進を目的とした貸付金で、貸付の必要性・借受けの意思等を確認した上で、必要とされる場合にお貸しする貸付金です。必ず、借主となる方ご本人が、ご相談・申し込み等を行ってください。

### 修学資金・就学支度資金について

ひとり親家庭の子又は寡婦の扶養する子が、高校・大学等に修学する際に必要な資金を貸付します。

修学資金	就学支度資金
授業料、教科書代、通学費、 毎年必要な教育充実費、施設整備費等	入学に際し必要となる被服の購入、 入学金等

- 大学等における修学の支援に関する法律に基づく修学支援対象者については、貸付限度額から減免額及び給付型奨学金受給額を差し引いた範囲内で貸付可能です。
- 大阪府育英会・日本学生支援機構の奨学金貸付対象者については、必要と認められる場合、貸付限度額から貸付額を差し引いた差額の範囲内で貸付可能です。  
その他の制度と、同一目的で、重複して利用することはできません。
- 専修学校（専門課程）は、日本学生支援機構対象校のみ貸付対象です。また、専修学校（高等課程）は、大阪府育英会対象校のみ貸付対象です。

### <併願について>

高校については、公立・私立併願での申請可能。大学・短大・専門学校等では併願不可。

### 貸付審査について

母子父子寡婦福祉資金は貸付金です。償還の義務がありますので、償還能力について審査させていただきます。また、所得が一定額を超える方も貸付の対象になりません。

### 連帯保証人について

修学資金・就学支度資金で、親が借主となり、子が連帯借主となる場合には、連帯保証人は不要です。ただし、親に償還能力がない等の場合、保証能力のある第三者等を連帯保証人に立てて、ひとり親家庭の子ども自身が借主になることは可能です。連帯保証人には面談等をさせていただきます。

### 償還について

申請書提出時に返済（償還）計画書に記載された償還期間内に、元利均等払いの方法により返済していただきます。万一、償還期日までに入金されない場合、一括返済や、連帯借主・連帯保証人への督促、法的手段（裁判所への支払督促申立て、強制執行による給与差押え）等を講ずることになります。また、延滞した元利金額につき、年3%の割合をもって、支払期限の翌日から支払日までの日数により日割計算した違約金を徴収します。



## 貸付にかかる手続きについて

### ① 事前相談

ひとり親家庭相談支援センターで、貸付制度の説明や必要書類等についてご案内させていただきます。申込前に、必ず事前相談を行ってください。  
なお、連帯借主（就学する子ども本人）にも面談させていただきます。



### ② 貸付申込み

#### ◎申請時期

学校の入学金等をすでに納入した場合は貸付できません。必ず事前に申請してください。

修学資金	納付期限が4月以降の場合	4月以降。在学証明書添付のこと。
	納付期限が入学日以前の場合	受験票発行以降随時。受験票添付のこと。 ※⑤借用証書提出時に「合格証明書」、入学後に「在学証明書」を提出していただきます。
就学支度資金	受験票発行以降随時。受験票添付のこと。	

#### ◎貸付申請に必要な書類

貸付申請書、戸籍謄本、返済（償還）計画書、年収や月収を証明する書類など。詳細は、①事前相談でご案内します。

### ③ 貸付審査

提出された申請書類により貸付の可否について審査します。

- (1) 貸付を受けようとする理由は適正か。
- (2) 資金の使い道は適正か。
- (3) 家族の状況等
- (4) 借主・連帯借主・連帯保証人は適正で償還能力があるか。
- (5) 他の借り入れの状況や、その償還、税等が滞りなく支払いされているか
- (6) 無理のない償還計画であるか。 などなど

### ④ 貸付決定

申請者に対し、貸付決定・貸付不承認について通知します。

### ⑤ 借用証書提出・貸付金交付請求手続き

借用証書・交付請求書・印鑑登録証明書を提出していただきます。  
償還のため、口座振替・自動払込の手続きが必要です。

### ⑥ 貸付金交付

借主が事前に届けた銀行口座等に貸付金を振り込みます。

**【問合せ先】**

ひとり親家庭相談支援センター（枚方市まるっとこどもセンター内）

住所 枚方市岡東町19番1号 OFFICE A 6F

（ステーションヒル枚方6F）

電話 072-841-1125（直通）

FAX 072-846-7925

Eメール [maruko@city.hirakata.osaka.jp](mailto:maruko@city.hirakata.osaka.jp)

相談時間 平日：月曜日～金曜日 午前9時から 17時30分まで